

長 号 外
平成22年 2月19日

各 位

和歌山県福祉保健部
長寿社会課長
(公印省略)

景気対応緊急保証制度の創設に係る情報提供について

標記については、平成21年度国第2次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、決定された「景気対応緊急保証」が2月15日から開始されております。

つきましては、厚生労働省老健局総務課から別添のとおり、市町村及び関係団体への周知依頼がありましたので、承知いただくとともに、恐れ入りますが、関係者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、和歌山県としても国の景気対応緊急保証制度を活用し、中小企業向け「県融資制度」について、新たな設備投資にも使える経営支援資金(景気対応緊急枠)の新設及び資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)の拡充を行っておりますので、併せてお知らせいたします。

○本通知は、和歌山県介護保険ホームページ『きのくに介護deネット』に掲載します。

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

○経済産業省(中小企業庁ホームページ)・・・資料1

<http://www.meti.go.jp/press/20100205008/20100205008.html>

○和歌山県の融資制度(県商工振興課ホームページ)・・・資料2

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>

事務担当 和歌山県福祉保健部
長寿社会課 栗柳
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523

事務連絡
平成 22 年 2 月 15 日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)において決定された「景気対応緊急保証制度」が 2 月 15 日から開始します。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準(当該認定基準については市区町村の景気対応緊急保証制度担当課にお問い合わせください。)を満たし市区町村長の認定を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容、申請手続きに関するお問い合わせは信用保証協会又は各経済産業局までお問い合わせください。

つきましては、貴団体におかれましては、会員事業所等に周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

(参考) 指定業種について

別添 3 に添付いたしました当該制度の指定業種について、各事業が該当する産業分類番号は以下の通りとなります。(指定業種における産業分類番号は、旧分類(平成 14 年 3 月改訂)にて判断されます。)

1. 介護サービス事業所(2、3を除く): 75
2. 介護療養施設サービスを行う事業所: 73
3. 福祉用具貸与または介護予防福祉用具貸与を行う事業所: 88

(別添の案内)

別添 1 : 景気対応緊急保証制度のパンフレット

別添 2 : 景気対応緊急保証制度の概要

別添 3 : 景気対応緊急保証制度の指定業種一覧

事務連絡
平成 22 年 2 月 15 日

市町村 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において決定された「景気対応緊急保証」が 2 月 15 日から開始します。

平成 22 年 2 月 15 日付で、別添の事務連絡を介護保険事業関係団体に対し発出しましたので、ご承知おきください。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準を満たして市区町村長の認定（認定基準を含む事務は各市区町村の景気対応緊急保証制度の担当課）を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容等については別添 2 を御確認ください。なお、当該制度は平成 22 年度限りのものです。

当該制度の具体的な認定基準、行政内容等のお問い合わせについては、信用保証協会又は各経済産業局まで照会くださいますよう、事業者により周知願います。

中小企業庁

中小企業の皆さんへ

資金繰りを応援する
景気対応緊急保証 が、

2月15日からスタート!

各地の相談窓口へ、ご質問・ご相談ください。

What's New!

医療・介護業、小売・卸売業、

製造業、建設業、各種サービス業……

原則として全業種 (※) が対象に!

(※) 農林水産業、金融業など法令上の対象外業種などを除きます。





どのような内容?

- ・ 22年3月末で期限を迎える「緊急保証」は、新しく「景気対応緊急保証」に生まれ変わり、引き続き22年4月以降もご利用できます。
- ・ 例外業種を除き、原則として全業種の中小企業を対象とします。
- ・ 市区町村による対象中小企業の認定方法が改善されます。
 - 2年前と比較して売上等が減少している中小企業も対象となります。
 - 対象業種の指定方法を変更し、市区町村の認定を簡便化します。

【景気対応緊急保証制度の概要】

- 対象企業 : 指定された業種に属し、売上等の減少について市区町村長の認定を受けた中小企業。
- 保証限度額 : 無担保8,000万円、担保付2億円
(なお、借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応)
- 保証割合 : 保証協会100%
- 保証期間 : 10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率 : 0.8%以下



どこに、問い合わせるの?

まずは、お近くの金融機関、お近くの信用保証協会、経済産業局等へお尋ねください。

※保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

☆返済猶予など貸付条件の変更についても、ご相談ください。

◆信用保証協会連絡先一覧 <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

◆経済産業局お問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課

TEL 022-221-4922(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課

TEL 052-951-2748(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 082-224-5661(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課

TEL 092-482-5448(直)

◆中小企業庁お問い合わせ先

TEL 03-3501-6280(直)

各種融資制度の情報とは?

このほかにもセーフティーネット貸付などの各融資制度がございます。
下記の金融機関のHPもご覧ください。

株式会社日本政策金融公庫

<http://www.jfc.go.jp/>

株式会社商工組合中央金庫

<http://www.shokochukin.co.jp/>

沖縄振興開発金融公庫

<http://www.okinawakouko.go.jp/>

景気対応緊急保証制度

別添2

■ 概要

- ・ 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
- ・ 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- ・ 緊急保証の30兆円の利用率に、新たに6兆円追加(36兆円)

■ 対象

- ・ 指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

■ 内容

- ・ 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)
 - ※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- ・ 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- ・ 保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- ・ 保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- ・ 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。

例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

- ・ 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

景気対応緊急保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

別添3

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歡樂的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歡樂的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号及び第3号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業

公開日 2月9日

景気対応緊急保証制度を活用した中小企業向け県融資制度の新設、拡充について

連絡先 商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課
担当者 鳥淵、木村
電話 073-441-2744 (内線2744)
FAX 073-422-1529
E-mail

現下の厳しい経済情勢を乗り切るため、国の第2次補正予算に盛り込まれた「景気対応緊急保証制度」を最大限活用し、例外業種を除いて原則全業種の中小企業者が利用可能となる新たな県融資制度を創設するとともに、従来の運転資金に加え、新たに設備資金を資金使途に加えることにより、将来の景気回復期に向けての設備投資促進の動機付けを行い、年度末から新年度にかけての「当面の資金繰り」と「競争力・成長力の強化」の双方について県内中小企業者を資金面から支援します。

■景気対応緊急保証関連の県融資制度の新設、拡充

○融資対象の拡大

- ・景気対応緊急保証制度の創設と合わせ、対象を現行の793業種から、新たに医療・介護、ニッチ(隙間)産業などにも利用対象を拡大し、法令上の例外業種(※)を除いて原則全業種を対象に
- ※例外業種＝農林漁業、金融・証券、一部風営法関係業種等

- ・認定基準についても、売上比較を現行の前年同期比から2年前との比較要件を追加し、業況低迷の長期化に配慮

○経営支援資金(景気対応緊急枠)を新設

- ・資金使途に設備資金を追加
- ・融資限度額を8,000万円以内に(3,000万円拡大)
- ・信用保証料を0.6%に(0.1%引き下げ)

○資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)への衣替(拡充)

- ・「据置なし」から「据置期間2年以内」に

○実施期間:平成22年2月15日～平成23年3月31日

※資金概要は別添をご参照ください。

■県商工振興課HP・・・中小企業融資制度のご案内

>> 関連ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>

中小企業の資金繰りを支援

＜経営支援資金（景気対応緊急枠）を新設＞

厳しい経済状況において、国の「景気対応緊急保証制度」が創設されたことを受け、従来から実施してる「経営支援資金（セーフティ枠）」に加え、利用限度額の引き上げや保証料率の引き下げ、さらに設備資金も対象とする使い勝手を高めた「**経営支援資金（景気対応緊急枠）**」を新設し、中小企業の皆さんの資金繰りを支援します。

資金名	経営支援資金（景気対応緊急枠）
利用できる方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で事業活動に支障を生じている方
資金用途	運転資金 設備資金
利用限度額	8,000万円以内
利用期間	10年以内 の割賦償還（うち据置2年以内）
融資利率	年1.3%以内（固定金利）
信用保証料	年0.60% ※信用保証協会の100%保証
取扱期間	平成22年2月15日～平成23年3月31日まで
申込先	県融資制度の取扱金融機関（県内に本・支店のある金融機関）
問い合わせ先	県庁商工振興課（電話 073-441-2744）

注）融資利率は、平成22年2月15日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

中小企業の資金繰りを支援

<資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）の拡充>

厳しい経済状況において、国の「景気対応緊急保証制度」が創設されたことを受け、従来から実施している「資金繰り安定資金（緊急対策枠）」を「資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）」に衣替するとともに、資金内容についても、利用要件の緩和や据置期間の設定など更に拡充を行い、中小企業の皆さんの資金繰りを支援します。

資金名	資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）
利用できる方	<p>①中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で事業活動に支障を生じている方</p> <p>②融資申込時点において、和歌山県中小企業融資制度に係る借入金残高のある方で既往借入金（短期決済資金及び原則として責任共有制度対象資金を除く）を返済しようとする方</p> <p>ただし、原則として元本返済が開始された後6ヶ月以上経過している資金に限る</p> <p>③この資金を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方。なお、据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方</p>
資金用途	<p>県融資制度に係る既往借入金の返済資金 運転資金</p> <p>※ 返済資金とは、県融資制度の残高を必ず含む保証協会の保証付き借入金残高を返済するための資金</p>
利用限度額	8,000万円以内
利用期間	10年以内 の割賦償還（うち据置2年以内）
融資利率	<p>年2.2%以内（固定金利）</p> <p>※返済資金として県融資制度以外の保証協会付き融資の資金を含んで利用される場合は年2.7%以内（固定金利）となります</p>
信用保証料	年0.60% ※信用保証協会の100%保証
取扱期間	平成22年2月15日～平成23年3月31日まで
申込先	県融資制度の取扱金融機関（県内に本・支店のある金融機関）
問い合わせ先	県庁商工振興課（電話 073-441-2744）

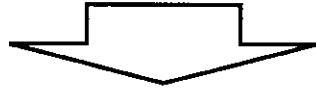
注）融資利率は、平成22年2月15日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資額については金融機関が、また、保証額については信用保証協会が資金用途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。

資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）を利用すれば

返済月額の軽減

この資金を利用して、毎月の返済負担を軽減する事例

県融資制度の借入金	2口	6,000万円利用		
・振興対策資金	返済期間7年	3,000万円（残高2,000万円）	返済額	月36万円
・元気わかやま資金	返済期間7年	3,000万円（残高1,800万円）	返済額	月36万円
				合計 月72万円



県融資制度の借入金	1口	3,800万円利用		
資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）		3,800万円		
※返済期間10年			返済額	月32万円

負担軽減
40万円

返済月額を軽減し、更に、資金調達

この資金を利用して、毎月の返済額を増やさずに新規資金を調達する事例

県融資制度と県融資制度以外の保証協会付き融資の借入金	2口	6,000万円利用		
・振興対策資金	返済期間7年	3,000万円（残高2,000万円）	返済額	月36万円
・県融資制度以外の保証協会付き融資	返済期間5年	3,000万円（残高1,800万円）	返済額	月50万円
				合計 月86万円



県融資制度の借入金	1口	5,000万円利用		
資金繰り安定資金（景気対応緊急枠）				
返済分		3,800万円		
新規分		1,200万円		
※返済期間10年			返済額	月42万円

負担軽減
44万円
+
新規資金
1,200万円

(注) 上記は例示であるため、具体的な返済事例を示すものではありません。このとおりにならない場合もあります。

県融資制度の「主な改正内容」

○ 融資対象の拡大 (景気対応緊急保証制度の創設に合わせ同様の要件)

< 景気対応緊急保証制度の概要 (セーフティネット保証5号) >

- ・「緊急保証制度」から「景気対応緊急保証制度」に衣替し、平成23年3月31日まで実施期間を延長
- ・「認定要件」の緩和

< 緊急保証制度 >		< 景気対応緊急保証制度 >	
対象業種	国の指定業種数 = 793業種 (793業種 / 908業種 ※) ※法令上の対象外業種、中小企業性の薄い業種等を 除いた業種数	例外業種(※)を除き、全業種を国が 指定 ※ 農林漁業、金融・証券、一部風営関係業種等	新たに医療・介護、ニッチ産業なども対 象に
認定基準	上記の指定業種の中で、最近3ヶ月 間の平均売上高等が前年同期比マ イナス3%以上の方 ※市町村長の認定が必要	上記の指定業種の中で、最近3ヶ月 間の平均売上高等が 過去2カ年のい ずれかの 同期比マイナス3%以上の方 ※市町村長の認定が必要	

拡大

※ 県融資制度の「経営支援資金(景気対応緊急枠)」及び「資金繰り安定資金(景気対応緊急枠)」共通の利用要件として「中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方」が対象

< 県の独自施策 >

○ 「経営支援資金 (景気対応緊急枠)」を新設

< 現行制度 >		< 新設 >	
資金名	経営支援資金 (セーフティ枠)	経営支援資金 (景気対応緊急枠)	
資金使途	運転資金	運転資金、設備資金	
利用限度額	5,000万円以内	8,000万円以内	
利用期間	10年以内	10年以内	
据置期間	2年以内	2年以内	
融資利率	1.30%以内	1.30%以内	
保証料	0.7% 信用保証協会100%保証	0.6% 信用保証協会100%保証	

新設

○ 「資金繰り安定資金 (景気対応緊急枠)」へ衣替 (拡充)

< 現行制度 >		< 衣替(拡充) >	
資金名	資金繰り安定資金 (緊急対策枠)	資金繰り安定資金 (景気対応緊急枠)	
資金使途	返済資金、運転資金	返済資金、運転資金	
利用限度額	8,000万円以内	8,000万円以内	
利用期間	10年以内	10年以内	
据置期間	据置なし	2年以内	
融資利率	2.20%以内(2.70%以内)	2.20%以内(2.70%以内)	
保証料	0.6% 信用保証協会100%保証	0.6% 信用保証協会100%保証	

拡充

○ 実施期間: 平成22年2月15日～平成23年3月31日